



篠栗町監査告示第 1 号

令和7年度行政監査結果に係る措置を講じた事項をここに告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

篠栗町監査委員

石内 清

篠栗町監査委員

今長谷武



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、篠栗町長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別添のとおり公表する。

8 篠総第 418 号  
令和 8 年 5 月 14 日

篠栗町監査委員 石内 清之 様  
篠栗町監査委員 今長谷 武和 様

篠栗町長 三 浦 正



令和 7 年 11 月 17 日付 7 篠監 51 号一 2 の行政監査の結果に基づき措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

項 目	監査委員意見	措置状況
適正な公金の取り扱いについて	<p>本件伐採は、町の管理財産ではなく私人の所有地における行為であるため、これに要した経費の支出は財務会計上、適法な支出とは認めがたい。</p> <p>よって、当該支出については、違法又は不当な支出として整理し、関係職員に損害賠償責任等の有無を内部的に審査のうえ、費用の返還その他の是正措置を講ずること。</p>	<p>本件伐採に係る支出については、本件契約及び支出について決裁を行ったものから補填がなされました。今後、係ることの無いよう適正な事務処理等を徹底、再発防止に努めてまいります。</p>
責任の所在について	<p>本件伐採は、町の業務として実施されていることから、外部的には町の行為として整理される。一方、内部的には、土地所有者確認を怠った担当職員及び決裁権者の監督責任が問われる事案である。</p> <p>ただし、組織的な確認体制の不備に起因する場合には、個人責任を過度に追及することなく、町の組織的責任として処理することが妥当と考えられる。</p>	<p>事実確認に基づき適切に対処してまいります。</p>

再発防止体制について	<p>本件は、基本的な土地所有権確認の手續を怠ったことに起因しており、町の財務会計事務の適正な執行を阻害した事案である。</p> <p>今後は、次の点を徹底することが必要である。</p> <p>(1) 町有地・私有地の範囲確認の徹底</p> <p>伐採等の作業を実施する際は、地積図や登記簿等により、対象地がどの区分に属するか（町有地・私有地・国有地・共有地）を明確に確認すること。</p> <p>(2) 関係者との協議・立会の実施</p> <p>境界が不明確な場合は、隣接地所有者の立会や確認書の作成を義務付けること。</p> <p>(3) 内部チェックの強化</p> <p>担当職員のみならず、上司・決裁権者による二重確認体制を導入し、境界確認や契約内容の妥当性を事前に点検すること。</p> <p>(4) 職員研修の充実</p> <p>財務会計、契約実務、土地管理に関する研修を定期的実施し、職員の法令遵守意識を高めること。</p>	<p>今後、係ることの無いよう適正な事務処理等を徹底、再発防止に努めてまいります。</p>
事後対応について	<p>町は、被害を受けた土地所有者に対する損害賠償責任の有無及び対応方針について、法的観点か</p>	<p>損害賠償について、誠実かつ適切な対応に努めてまいります。</p>

	<p>ら速やかに精査のうえ、誠実かつ適正な対応を講ずることが求められる。特に、補償の要否や範囲については、町の法務担当と協議の上、早期に判断を行うこと。</p>	
<p>事務処理に関すること</p>	<p>(1) 土地所有者の確認について  伐採対象地の樹木がどの所有に属するかを確認せずに作業を行ったことは、極めて不適切であり、今後は必ず事前に土地台帳・登記簿・現地標識等により所有関係を確認すること。</p> <p>(2) 契約締結伺・仕様書の明確化  委託内容、範囲、目的、実施理由を詳細に記載しないまま契約を締結したことは、後日のトラブル防止の観点から問題がある。今後は仕様書に作業範囲・方法・安全管理・境界確認方法等を明示されたい。</p> <p>(3) 業務完了届の整備  伐採した樹木の数量・種類・処分方法等の報告が不十分であり、特に価値のある木材の取扱いについて精算が不明確である。</p> <p>今後は、伐採後の処理・残材管理の報告様式を整備し、事後の確認を確実にすること。</p>	<p>今後、係ることの無いよう適正な事務処理等を徹底、再発防止に努めてまいります。</p>